

公益社団法人日本仲裁人協会

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1-3 日本弁護士連合会内
電話 +81-3-3580-9870 Facsimile +81-3-3580-9899

日本仲裁人協会：研究講座のご案内(平成29年11月)

Japan Association of Arbitrators, Research Section: November 15 Meeting
~ Mediation in Hague Convention Return and Access Cases~ (Language: Japanese)

日本仲裁人協会 会員 各位

日本仲裁人協会事務局 (日弁連業務第二課)
TEL : 03-3580-9870 / FAX : 03-3580-9899

下記の通り研究講座のご案内を申し上げます。当日参加も可能ですが、会場の準備の都合上、できる限り本状による参加申込みをお願い致します。

記

ハーグ子奪取条約に基づく返還・面会交流事案における調停
(会員対象行事)

日 時：平成29年11月15日(水)18:00~20:00

場 所：弁護士会館17階1704会議室(千代田区霞が関1-1-3)

報告者：黒田 愛 先生 (弁護士)

内 容：2014年4月に我が国でハーグ子奪取条約が発効してから2017年3月で3年が経過しました。外務省と法務省の統計によれば、この間、日本にいる子の外国への返還を求める中央当局の援助決定が55件、同じく日本にいる子との面会交流を求める援助決定が73件あったとのことです。そこでまず、これらの事案において、調停や和解あっせんが果たしてきた役割を振り返ってみます。主に大阪における子の返還裁判の実務を紹介しながら、調停や和解あっせん手続がうまく機能しなかった場合の原因分析を試みます。そして、将来、ハーグ子奪取条約事案において、調停や和解あっせん手続が活用されるためには何が必要なのか、現状の制度や運用について改善できる点はないかを、検討したいと思います。

日本仲裁人協会事務局 行(FAX: 03-3580-9899)
平成29年11月15日(水)の研究会に出席します。

ご芳名：

ご所属等：

【事務局からのお願い】 最近、登録されているご住所に郵送物を送付しても宛先不明で返送されるケースが増えております。当会に登録されている情報(氏名・勤務先・連絡先住所・電話番号・FAX番号・Emailアドレス等)に変更のある方は、当会事務局(電話番号: 03-3580-9870 FAX番号: 03-3580-9899 e-mail: jaa-info@nichibenren.or.jp)までご連絡ください。ご協力宜しくお願い申し上げます。